

上場株式の譲渡損が出た場合の確定申告

税理士・ファイナンシャルプランナー 山下大輔

今年も確定申告の申告期限が近づいてきました。昨年、株の売買で損をした人も確定申告することでいくつかの救済策があるのをご存知ですか？

所得税は、いろいろな種類の所得を合計して総所得金額を求め、超過累進税率により税額を計算して確定申告でその税金を納める総合課税が原則です。しかし、いくつかの所得については、他の所得とは合計せず、分離して税額を計算し、確定申告によりその税額を納めるものがあります。これを申告分離課税といいます。

申告分離課税を行っている所得の一つに株式の譲渡所得があります。株式の譲渡所得は以下の式で計算します。

$$\boxed{\text{総収入金額（譲渡価額）} - \text{必要経費（取得費 + 委託手数料等）} = \text{株式の譲渡所得}}$$

上場株式を譲渡した金額より取得した金額の方が多ければ譲渡所得は当然赤字となります。申告分離課税が適用される譲渡所得では、この赤字を給与所得などの所得と損益通算することはできません。

ただし、内部通算といって他の上場株式の譲渡により黒字だった場合の金額から差し引くことができます。通常、特定口座を開設している人は同じ口座内であれば内部通算されていますが、複数の証券会社の口座をお持ちの方でそれぞれの赤字と黒字を相殺したければ、確定申告しなければなりません。

平成 21 年以降に支払われた上場株式の配当（大口株主を除く）については申告分離課税を選択することができるようになりました。そもそも配当所得は給与所得や不動産所得などと同じように総合課税の所得だったのですが、上場株式の配当については申告分離課税も選択できるようになったわけです。内部通算を行っても赤字を差し引くことができなかった場合、その赤字の金額を上場株式の配当所得の金額から控除することができます。

それでは具体例をみていきましょう。

上場 A 株 譲渡価額 300 万円（取得費 550 万円）C 証券を通じて売却
上場 B 株 譲渡価額 200 万円（取得費 100 万円）D 証券を通じて売却
上場株式の配当 50 万円（所得税 35,000 円、住民税 15,000 円）

平成 22 年中に上場株の譲渡により 250 万円の赤字と 100 万円の黒字が発生しました。確定申告によりそれぞれ内部通算を行い、譲渡損失は 150 万円となります。上場株式の配当 50 万円について申告分離課税を選択することにより、譲渡損失 150 万円と損益通算すること

コラムの無断転写・転載などを禁じます。 -

ができます。損益通算後の譲渡損失は100万円です。上場株式の配当に関しては申告不要制度もありますが、この場合、確定申告を行わないと所得税、住民税合わせて5万円を納め過ぎたままになってしまいます。上場株式の配当所得について申告分離課税を選択して申告する場合には、申告する上場株式の配当の全額を申告分離課税として選択する必要がありますので注意しましょう。

上記の例では譲渡損失の100万円が残ってしまいました。このように損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間確定申告を行うことにより、繰越することができます。これにより3年間にわたってそれぞれの年で株式の譲渡所得の金額や上場株式の配当所得の金額から差し引くことができます。

昨年は日本航空株式を保有していて大きな損失を被った方もいらっしゃるかもしれませんが、日本航空株式は会社更正手続きの決定により上場廃止となりました。株式を保有していた方は紙くずとなってしまったわけですが、この場合でも確定申告を行うことで救済策があります。平成22年2月19日までに証券会社を通じて売却した場合には、通常通り譲渡損失の扱いとなり、他の上場株式の譲渡所得と内部通算が可能で、申告分離課税を選択した配当所得との損益通算も可能です。さらに3年間の譲渡損失の繰越控除を適用することもできます。

問題は平成22年2月19日までに売却できなかった場合です。日本航空の管財人が昨年10月に国税庁に事前照会を行っています。これは会社更正手続きにより無価値となった日本航空株式が「特定管理株式等が価値を失った場合の損失の金額の特例」を利用できるかどうかを事前に照会したものです。国税庁はこの特例の適用を認めています。詳細は下記のアドレスからご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/tokyo/shiraberu/bunshokaito/joto-sanrin/03/01.htm>

破産などにより株式の価値が失われた場合、それによる損失は他の株式の譲渡所得から差し引くことはできません。しかし、特定口座に保管されていた上場株式が、上場廃止となった日以後、特定管理株式等に該当していた場合で、その株式を発行した株式会社に清算終了等の一定の事実が生じた時は、その株式の譲渡があったものとみなして、その株式の取得価額を譲渡損失の金額とみなす特例があります。この特例により譲渡損失とみなされた金額は、その年の他の株式の譲渡所得から控除することができます。ただし、その譲渡損失とみなされた金額が他の株式等の譲渡所得から控除してもなお残る場合、その金額を翌年以降に繰越することはできません。

本コラムでは内容をわかりやすくお伝えするため詳細な要件などについては説明を省略している場合があります。実際の申告の際には事前に税務署または税理士にご相談いただきますようお願いいたします。

コラムの無断転写・転載などを禁じます。 -

Copyright © 2011 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

